

港湾運送料金表

昭和 63 年 5 月 6 日実施

東播磨港

(1) 港湾荷役料金表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船 ↔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	827	734	
		空	702	624	
	40'型のもの	実入	620	551	
		空	527	468	
ノックダウン自動車 及び完成車			1,234	1,126	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,440	1,315	
パレタイズ貨物			1,670	1,521	
モーターサイクル			1,829	1,679	
袋物	紙・ビニール入りのもの		2,283	2,064	
	麻袋入りのもの		1,912	1,758	
ベール物			1,966	1,796	
タイヤ			1,621	1,492	
雑貨類			2,382	2,184	
葉タバコ	樽物		1,324	1,183	
	ベール物		1,663	1,490	
青果類			1,784	1,610	
機械類	1個当たり5トン未満のもの		2,356	2,146	
	1個当たり5トン以上のもの		1,734	1,569	
巻取紙 (内地産)			1,321	1,175	
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	1,175	1,050
			南洋材	1,245	1,112
			北洋材	1,608	1,483
			製 材	1,288	1,157
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,935	1,731	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,852	1,683	
	鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル		1,574	1,432	
生ゴム			2,284	2,064	
パルプ			2,272	2,046	
石材			1,872	1,730	
鉄屑 (シュレッダーを除く)			3,259	2,951	

鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	1, 2 3 5	1, 1 0 4
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1, 7 7 1	1, 6 0 4
穀飼類（小麦）（撒揚－上屋入）		1, 4 4 3	1, 2 7 2
砂糖（撒）		1, 6 9 7	1, 5 6 6
冷凍品		—	3, 4 1 0
冷蔵品		—	2, 5 2 4

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の 5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

（1口1時間につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
	昼 間 (8時30分から16時30分まで)	37,170	57,950	78,750	99,550
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	57,820	90,150	122,500	154,850	182,610

(2) 最低料金

（1口につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
	昼 間 (8時30分から16時30分まで)	294,900	459,730	624,760	789,790
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	294,900	459,730	624,760	789,790	931,250

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受けの場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷）接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により、雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰 又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

(2) 港湾荷役料金表 (船内荷役料金) (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	385	
		空	327	
	40'型のもの	実入	289	
		空	246	
ノックダウン自動車 及び完成車			729	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			855	
パレタイズ貨物			975	
モーターサイクル			1,129	
袋物	紙・ビニール入のもの		1,255	
	麻袋入のもの		1,200	
ベール物			1,175	
タイヤ			1,024	
雑貨類			1,464	
葉タバコ	樽物		652	
	ベール物		837	
青果類			964	
機械類	1個当り5トン未満のもの		1,372	
	1個当り5トン以上のもの		962	
巻取紙 (内地産)			623	
木 材	水落しのもの	原 木	米国材・南洋材	420
			北洋材	716
	岸壁揚のもの	原 木	米国材	577
			南洋材	617
			北洋材	1,033
			製 材	669
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			963	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,063	
	鋼管 (口径 12 インチ以上のもの)・コイル		904	
生ゴム			1,250	
パルプ			1,203	
石材			1,226	

鉄屑（シュレッダーを除く）		1, 8 1 2
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	6 1 3
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	9 8 2
穀飼類（小麦）		6 2 2
砂糖（撒）		1, 0 9 8
冷凍品		2, 4 6 3
冷蔵品		1, 5 3 1

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の 5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

（1口1時間につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
	昼 間 (8時30分から16時30分まで)	22,330	34,230	46,140	58,040
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	34,740	53,250	71,770	90,280	104,190

(2) 最低料金

（1口につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
	昼 間 (8時30分から16時30分まで)	177,160	271,590	366,020	460,450
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	177,160	271,590	366,020	460,450	531,370

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては、8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(3) 港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金) (総トン数 1,000 ト未満の小型船荷役料金を除く)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	485	388	
		空	412	330	
	40'型のもの	実入	364	291	
		空	309	247	
ノックダウン自動車 及び完成車			570	456	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			661	529	
パレタイズ貨物			783	626	
モーターサイクル			796	638	
袋物	紙・ビニール入のもの		1,148	918	
	麻袋入のもの		813	650	
ベール物			894	716	
タイヤ			682	546	
雑貨類			1,043	835	
葉タバコ	樽物		742	593	
	ベール物		914	731	
青果類			914	731	
機械類	1個当り5トン未満のもの		1,108	887	
	1個当り5トン以上のもの		863	690	
巻取紙 (内知産)			767	614	
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	660	528
			南洋材	693	554
			北洋材	660	528
		製 材	687	549	
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,074	859	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 ｲﾝﾁ未満の鋼管含む)		886	709	
	鋼管 (口径 12 ｲﾝﾁ以上のもの)・コイル		753	603	
生ゴム			1,154	923	
パルプ			1,189	951	
石材			744	595	

鉄屑（シュレッダーを除く）		1, 6 1 8	1, 2 9 4
鉍礦石類	磷礦石・加里・鉍礦石（粉）	6 8 7	5 4 9
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	8 8 2	7 0 6
穀飼類（小麦）（撒揚ー上屋入）		8 9 7	7 1 7
砂糖（撒）		6 8 8	5 5 0
冷凍品		—	1, 1 2 6
冷蔵品		—	1, 1 2 6

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の 5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

（1口1時間につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼夜区分						
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	14,840	23,720	32,610	41,510	50,410	59,310
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	23,080	36,900	50,730	64,570	78,420	92,260

(2) 最低料金

（1口につき 単位円）

1口の作業構成員数 による区分	4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
昼夜区分						
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	117,740	188,140	258,740	329,340	399,880	470,550
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	117,740	188,140	258,740	329,340	399,880	470,550

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

1 トンにつき

1, 6 0 5 円

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
 なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき 単位円)

区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
貨物分類		
コンテナ (野積場)	9	7
繊維原料類	4 1	3 1
青果	4 1	3 1
窯製品	4 9	4 1
その他の貨物	7 2	5 9

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2. コンテナについては、野積場置き料金の料金とします。
 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき 3円50銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金 (沿岸荷役料金) は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
 ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 「接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内」の場合
 (イ) 接岸本船船側 ⇔ 上屋・野積場内の場合

- (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。
- (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。
- (ロ) はしけ内 ⇔ 上屋・野積場内の場合
 - (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。
 - (積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。
- (2) 「接岸本船船側・はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前」の場合
 - (イ) 接岸本船船側 ⇔ 上屋・野積場前の場合
 - (揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 - (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。
 - (ロ) はしけ内 ⇔ 上屋・野積場前の場合
 - (揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 - (積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては、8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

イ) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の 15 時）以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

ロ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の 15 時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 キログラム、容積は 1.133 立方メートルをもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

8. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(4) 港湾荷役料金表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			本船内 ⇔ 上屋・野積場内	本船内 ⇔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	631	550	
		空	536	467	
	40'型のもの	実入	473	413	
		空	401	352	
ノックダウン自動車 及び完成車			1,126	1,039	
バンバック・バッグコンテナ・プレスリング			1,315	1,214	
パレタイズ貨物			1,521	1,402	
モーターサイクル			1,678	1,557	
袋物	紙・ビニール入のもの		2,064	1,890	
	麻袋入のもの		1,758	1,634	
ベール物			1,796	1,661	
タイヤ			1,492	1,388	
雑貨類			2,183	2,025	
葉タバコ	樽物		1,184	1,070	
	ベール物		1,490	1,351	
青果類			1,610	1,472	
機械類	1個当り5トン未満のもの		2,145	1,978	
	1個当り5トン以上のもの		1,569	1,438	
巻取紙 (内地産)			997	884	
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	1,050	949
			南洋材	1,112	1,007
			北洋材	1,483	1,382
			製 材	1,158	1,053
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,731	1,568	
鋼 材	一般鋼材 (口径 12 ｲﾝﾁ未満の鋼管含む)		1,431	1,347	
	鋼管 (口径 12 ｲﾝﾁ以上のもの)・コイル		1,217	1,146	
生ゴム			2,064	1,889	
パルプ			2,046	1,866	
石材			1,730	1,617	
鉄屑 (シュレッダーを除く)			2,951	2,705	

鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	1, 105	999
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1, 604	1, 470
穀飼類（小麦）（撒揚－上屋入）		1, 273	1, 136
砂糖（撒）		1, 566	1, 461
冷凍品		—	3, 196

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			本船内 ⇔ 上屋・野積場内	本船内 ⇔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	631	505	
		空	536	428	
	40'型のもの	実入	473	378	
		空	401	320	
ノックダウン自動車 及び完成車			741	593	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			859	688	
パレタイズ貨物			1, 017	814	
モーターサイクル			1, 035	829	
袋物	紙・ビニール入のもの		1, 492	1, 193	
	麻袋入のもの		1, 057	846	
ベール物			1, 163	931	
タイヤ			887	710	
雑貨類			1, 356	1, 085	
葉タバコ	樽物		965	771	
	ベール物		1, 188	950	
青果類			1, 188	950	
機械類	1個当り5トン未満のもの		1, 441	1, 153	
	1個当り5トン以上のもの		1, 122	898	
巻取紙（内地産）			997	798	
木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材	858	686
			南洋材	901	721
			北洋材	858	686
			製 材	893	714
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 397	1, 117	
鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1, 152	921	
	鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル		979	784	
生ゴム			1, 500	1, 200	
パルプ			1, 546	1, 237	

石材		967	774
鉄屑（シュレッダーを除く）		2,103	1,682
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	893	714
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	1,147	917
穀飼類（小麦）（撒揚ー上屋入）		1,166	932
砂糖（撒）		894	715
冷凍品		—	1,465

2. 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ⇔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 ⇔ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 ⇔ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内 ⇄ 上屋・野積場内」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

（積荷）上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内 ⇄ 上屋・野積場前」の場合

（揚荷）本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷）上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもち1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕分を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

(5) はしけ運送料金表

I. 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品目	金 額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,013	1,224	(イ) 1,329 (ロ) 1,645
撒貨物	915	1,126	(イ) 1,231 (ロ) 1,547

- (1) 特定地区は、別府地区と二見、高砂、伊保とします。
 (2) 指定区間は、(イ)当港と姫路港との間、(ロ)当港と神戸港、尼崎港及び大阪港の間とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜運送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. 諸料金

(1) はしけ内荷捌料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	107
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撒 貨 物	54

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき54円増とします。

(2) 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき116円とします。

(3) 最低料金

1運送の引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

II. 料金の適用方

1. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ⇄ 沿岸間又は、沿岸 ⇄ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 本船船側 ⇄ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繁留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繁留するまで、又は貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2) 沿岸 ⇄ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繁留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繁留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日運送割増

日曜日・祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

(2) 滞船料金

本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繁留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間、積載貨物トン数1トン1日につき所定の料金を適用します。

(3) 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもちいて1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

6. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。